

[事案 2020-22] 解約返戻金割増請求

・令和2年10月19日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、既払込保険料に対する利息相当分の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年12月に契約した積立利率金利連動型年金保険について、以下等の理由により、既払保険料に対して、5年分の年利1%での利息相当額を支払ってほしい。

- (1)商品の中身は社債と同じであるとの説明を受けた。
- (2)本契約は25年契約だが、5年間保有すれば、途中解約しても年1%の金利を払うとの説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、募集資料を使用して商品内容等について適切に説明を行っている。
- (2)募集人は、年金試算設計書を使用して、契約内容や中途解約について説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が誤説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。